

## 神戸薬科大学動物実験施設における災害対策マニュアル

このマニュアルは、神戸薬科大学動物実験施設における災害（火災・地震・水害等）発生時又はその後の災害及び被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できる体制整備の一環として策定した。動物実験施設の災害対策としては、利用者の安全確保や災害の拡大の防止を第一の目標とする一方で、実験動物の安全確保と逸走の防止も目標としている。したがって、災害発生時に施設関係者のとるべき対応の多くは、施設や動物の飼育に深い見識を持つ管理者の指示の下に適切に行われなければならない。管理者は、施設利用者や施設において飼養業務を行う職員（派遣職員も含む。以下「動物実験施設職員」という）等から災害に関する情報を集め、その情報を基に施設利用者や動物実験施設職員等のとるべき行動について指示を行い、同時に関係各位への報告も行う義務を負う。なお、管理者が不在の場合あるいは対応ができない場合は、管理者の災害における業務は、動物実験施設運営委員会委員長が代行する。以後、このマニュアルでは、管理者及び動物実験施設職員と動物実験を行っている最中の施設利用者に分けて、災害発生時の対応を説明する。

### I. 管理者及び動物実験施設職員用マニュアル

#### 1. 勤務時間内の対応

- 1) 災害発生時には、まず身体の安全確保を行い、災害規模が小さければ初期消火等を行う。  
(身体の安全確保を第一とし、以下の事項は災害の程度に応じて対応する。消火器の位置は、5号館避難経路図参照。)
- 2) 飼育作業中の動物への対応
  - ・直ちに動物をケージに収容し、ケージを飼育棚に戻す。
  - ・飼育棚の前面にアクリル製の扉がある場合は、極力閉める。
  - ・飼育棚がすでに傾いているなど、上記の処置が不可能な場合は、動物を収容したケージを床に置く。
  - ・安全が確保された場合は、その他の実験室及び飼育室についても確認を行い、既に実験動物の逸走が確認できた場合は、捕獲若しくは逸走防止のために可能な対策を講じる。
- 3) 運転中の機器への対応
  - ・オートクレーブは、直ちに緊急停止ボタンを押して機械を停止させ、電源を切る。
- 4) 使用中のガス・電気・水道・蒸気への対応
  - ・直ちに閉栓する。
- 5) 飼育室からの脱出
  - ・脱出時は、飼育室内に施設利用者が残っていないことを確認し動物が逃亡しないよう必ず扉を閉める。
- 6) 災害発生時の通報

- ・管理者は、動物実験施設職員に災害の状況の確認を指示する。それを受けて、動物実験施設職員は、確認できた状況を管理者に連絡する。
  - ・管理者は、館内放送や拡声器等により、施設内に残っている利用者に向けて、施設外への退出等とすべき対応を指示する。
- 7) 救出及び初期消火活動
- ・動物実験施設職員は、災害の程度が軽い場合には、管理者等の指示に従い、逃げ遅れた人の救出及び初期消火活動等を行う。
- 8) 職員・利用者の安否の確認
- ・動物実験施設職員は、施設利用者と動物実験施設職員の状況を管理者に連絡する。
  - ・管理者は、動物実験施設の入退室記録を回収する。
  - ・管理者は、入退室記録や動物実験施設職員からの連絡を基に、施設利用者の安否を確認し、学長及び防災防火管理者などの関係各位に連絡する（連絡体制図参照）。
  - ・管理者は、動物実験責任者及び動物実験を行っている研究室の所属長と連絡をとり、利用者の有無・安否確認、結果報告を指示する。その結果、得られた安否情報について、管理者は、学長及び防災防火管理者等の関係各位に連絡する（連絡体制図参照）。
- 9) 動物実験施設外への脱出
- ・施設外へは、近くの非常口を使用して脱出する（5号館避難経路図参照）。
  - ・脱出時には、開けた扉は必ず閉める。
- 10) 学長及び防災防火管理者は、管理者などから得た情報を基に協議した上で、管理者に災害への対応策について指示を行う。
- 11) 災害後の安全確認と施設内の状況把握復旧作業
- ・管理者と動物実験施設職員は、事務局施設課職員の安全確認の後に施設内に立ち入り、被害状況及び動物の状態を把握する。
  - ・実験動物の屋外への逸走がある場合は、動物実験委員会及び関係各所と協議の上、対応を行う。

## 2. 勤務時間外の対応

### 1) 動物実験施設又は指定収容避難場所への集合

- ・守衛等から災害、異常発生連絡を受けた場合、管理者及び動物実験施設職員は、可能な限り出勤する。出勤した場合は「勤務時間内の対応」を参考に、施設利用者の安全確保、動物の逸走防止及び関係各所への連絡に努める。
- ・出勤したものの動物実験施設に入室できない場合は、指定収容避難場所で待機する。  
（近隣の指定収容避難場所の例：①神戸薬科大学構内の安全な場所 ②本山第一小学校 ③本山第三小学校 ④甲南女子中学・高校）
- ・動物実験施設職員が出勤できない場合は、その旨を管理者に連絡する。
- ・管理者が出勤できない場合は、管理者は守衛室に連絡し状況の把握に努め、得られた

情報は学長及び防災防火管理者に連絡する（連絡体制図参照）。

- ・管理者及び動物実験施設職員が出勤できないときは、守衛は管理者の指示の下、できる限り休日時間外利用者の安全確保と動物の逸走防止に努める。
- 2) 管理者は、速やかに動物実験責任者あるいは動物実験を行っている研究室の所属長と連絡をとり、休日時間外利用者の有無・安否確認、結果報告を指示する。その結果、得られた安否情報について、管理者は、学長及び防災防火管理者、守衛等の関係各位に連絡する（連絡体制図参照）。
  - 3) 学長及び防災防火管理者は、管理者等から得た情報を基に協議したうえで、管理者に災害への対応策について指示を行う。
  - 4) 災害後の安全確認と施設内の状況把握復旧作業
    - ・管理者と動物実験施設職員は、事務局施設課職員の安全確認の後に施設内に立ち入り、被害状況及び動物の状態を把握する。
    - ・実験動物の屋外への逸走がある場合は、動物実験委員会及び関係各所と協議の上、対応を行う。

## II. 動物実験施設利用者マニュアル

- 1) 災害発生時には、まず身体の安全確保を行い、災害規模が小さければ初期消火等を行う（身体の安全確保を第一とし、以下の事項は災害の程度に応じて対応する）。
  - 2) 実験中の動物への対応
    - ・直ちに動物をケージに収容し、ケージを飼育棚に戻す。
    - ・飼育棚の前面にアクリル製の扉がある場合は、極力閉める。
    - ・飼育棚がすでに傾いているなど、上記の処置が不可能な場合は、動物を収容したケージを床に置く。
    - ・既に実験動物の逸走が確認できた場合は、捕獲若しくは逸走防止のために可能な対策を講じる。
  - 3) 使用中の機器への対応
    - ・運転を緊急停止する。
  - 4) 使用中の薬品、ガスボンベなどへの対応
    - ・落下しないよう床に置く、元栓を閉める等の対応をする。
  - 5) 使用中のガス・電気・水道などへの対応
    - ・直ちに使用を中止し、元栓等を閉める。
  - 6) 飼育室・実験室からの脱出
    - ・脱出時には、飼育室内に施設利用者が残っていないことを確認し、動物が逃亡しないように必ず扉を閉める。
  - 7) 災害発生の通報
- ①管理者及び動物実験施設職員の勤務時間内であった場合

- ・大声で周囲に事態を知らせる。
- ・管理室まで行き、口頭で管理者若しくは動物実験施設職員に状況を連絡する。

②管理者及び動物実験施設職員の勤務時間外であった場合

- ・大声で周囲に事態を知らせ、さらに守衛室に連絡する（内線 7402、内線番号が使用不能の場合は守衛室まで行き、守衛に口頭で管理者若しくは動物実験施設職員への状況説明を依頼する）

8) 動物実験施設外への脱出

- ・施設外へは、近くの非常口を使用して脱出する（5号館避難経路図参照）。
- ・脱出時には開けた扉は必ず閉める。

9) 所属長への状況報告

- ・動物実験施設を脱出し、安全な場所に退避した後、飼育室、実験室の状況に関して、所属長若しくは実験責任者まで報告する。

10) 管理者への状況報告

- ・速やかに、実験中の動物に対する対応及び脱出経路について報告する。

11) 災害後の機器の点検

- ・全ての動物施設利用者は建物の安全確認後、研究室が所有する機器を点検し、正常運転が不可能な場合は施設外に持ち出す。
- ・施設内の整備等の理由により、管理者が機器の持ち出しを要請した場合は、速やかに研究室等に持ち帰る。

12) 災害後の動物の確認

- ・動物実験責任者は建物の安全確認後、災害時に放置した実験中の動物の状態について報告し、管理者に対応を相談する。
- ・災害の規模が大きく全ての動物を適正に維持することが困難と判断された場合、管理者と協議の上、動物実験責任者が実験用動物を安楽死させる。
- ・実験動物の屋外への逸走がある場合は、管理者、動物実験委員会及び関係各所と協議の上、対応を行う。

13) その他

- ・その他必要と考えられる措置がある場合は、管理者に連絡する。